

成長戦略に関する一考察

はじめに～成長戦略の担い手は民間.....	1
Ⅰ. 背景・問題意識.....	1
Ⅱ. 競争力の実態.....	3
Ⅲ. 民間のパワーを活かすための施策.....	7

はじめに～成長戦略の担い手は民間

アベノミクスの3本の矢の第3番目「成長戦略」についての議論が各方面で進められている。本稿が出る頃には第3弾が発表されているであろうが、この問題は根が深く長期的なテーマで引き続き検討がなされていくものと思われる。この春までの段階で、「民間投資を喚起する成長戦略」、「イノベーションを促す実証先進国」、「世界に勝てる大学改革」、「民間投資の拡大」、「攻めの農林水産業」、「クールジャパン戦略」、「健康」が挙げられている。具体的には、「ビジネスをしやすくする特区構想」とか「雇用の自由化」、「標準時の繰り上げによる金融センター構想」、中には「カジノ解禁」などのアイデアが報道されている。

われわれは、価値がある「もの」や「サービス」の生産や消費が伸び、家庭や企業の所得が上がっていくことが基本線であり、伸びるためにはグローバル下で競争に勝っていかなければならない、その根幹は技術と経営にある、と考えるものである。

成長戦略の担い手は、と考えるとこれは民間、消費者や産業界ということになる。公的などころは消費への役割はあるが、生産やそのための技術開発を担う立場にはない。究極のところ、いかに産業界が活性化し競争力を高めるか、に焦点が当てられなければならないであろう。成長戦略もそのための施策である必要がある。従来、成長戦略というと公共投資、公的な資金供給に目が向けられてきた(図表17)。しかし、実際のところそれらの資金供給が効果を生んだとは考えにくい。図1や2で見られるように成長にはつながらず、大きな公的債務が残ったにとどまっている。公的な予算は一般会計だけで90兆円、地方や特別会計を含めればおそらく200兆円に近い大きな額に上る(GDPの約40%)。科学技術やイノベーションのための予算もその小さくない割合を占め、その中には、成長や競争力強化につながるとして考えられた補助金、助成などが少なからぬウェイトで含まれるようになった。このような支出が産業や消費に対してはどれほど効果があったのか十分チェックが行われなくてはならないだろう。

「成長戦略」というと予算を投ずる、何らかのプロジェクトを企画する、助成する等のアイデアが出されるが、重要な点は産業界において実現されるか、移転されるか、実経済につながるか、というところにある。この点まず始めに銘記される必要があると考える。

Ⅰ. 背景・問題意識

既に多く指摘されているように日本の経済は停滞している。一人当たりGDPではシンガポール、台湾に抜かれ、韓国に抜かれるのも時間の問題と見られている(図1)。

また、実際に国民の給与レベルを時系列で追ってみても年々低下していく傾向にある(図2)。非正規雇用者の割合も2002年29.4%から2010年34.3%へとほぼ一貫して増加する傾向にある。

次に、起業の割合が低い。図3は少々古いデータであるが、世界の大企業(Forbes 2000 ランク入り企業)といわれる会社の設立年を調べたものである。わが国では1960年代以降そのような大規模にまで成長を遂げた新しい企業はほとんどないといえる。一方、米国には実に数多くの企業が生まれ成長していることが見てとれる。

順位 Rank	国(country)	GDP-per capita (PPP)	時点(Date of Information)
1	カタール(Qatar)	\$145,300	2010 est.
2	リヒテンシュタイン(Liechtenstein)	\$141,100	2008 est.
3	ルクセンブルグ(Luxembourg)	\$81,800	2010 est.
4	バミューダ(Bermuda)	\$69,900	2004 est.
5	ノールウェイ(Norway)	\$59,100	2010 est.
6	シンガポール(Singapore)	\$57,200	2010 est.
7	ジャージー(英領、Jersey)	\$57,000	2005 est.
8	クウェート(Kuwait)	\$51,700	2010 est.
9	ブルネイ(Brunei)	\$50,300	2010 est.
10	米国(United States)	\$47,400	2010 est.
11	アンドラ(仏西間、Andorra)	\$46,700	2009 est.
12	香港(Hong Kong)	\$45,600	2010 est.
13	ガーンジー(英領、Guernsey)	\$44,600	2005
14	ケイマン諸島(Cayman Islands)	\$43,800	2004 est.
15	ジブラルタル(Gibraltar)	\$43,000	2006 est.
16	スイス(Switzerland)	\$42,900	2010 est.
17	豪州(Australia)	\$41,300	2010 est.
18	オランダ(Netherlands)	\$40,500	2010 est.
19	バーレーン(Bahrain)	\$40,400	2010 est.
20	オーストリア(Austria)	\$40,300	2010 est.
21	アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)	\$40,200	2010 est.
22	カナダ(Canada)	\$39,600	2010 est.
23	スウェーデン(Sweden)	\$39,000	2010 est.
24	バージン諸島(British Virgin Islands)	\$38,500	2004 est.
25	ベルギー(Belgium)	\$37,900	2010 est.
26	赤道ギニア(Equatorial Guinea)	\$37,900	2010 est.
27	アイルランド(Ireland)	\$37,600	2010 est.
28	デンマーク(Denmark)	\$36,700	2010 est.
29	アイスランド(Iceland)	\$36,700	2010 est.
30	グリーンランド(Greenland)	\$36,500	2008 est.
31	サンマリノ(San Marino)	\$36,200	2009
32	ドイツ(Germany)	\$35,900	2010 est.
33	台湾(Taiwan)	\$35,800	2010 est.
34	フォークランド諸島(Falkland Islands(Islas Malvinas))	\$35,400	2002 est.
35	フィンランド(Finland)	\$35,300	2010 est.
36	英国(United Kingdom)	\$35,100	2010 est.
37	マン島(英領、Isle of Man)	\$35,000	2005 est.
38	日本(Japan)	\$34,200	2010 est.
39	フランス(France)	\$33,300	2010 est.
40	マカオ(Macau)	\$33,000	2009

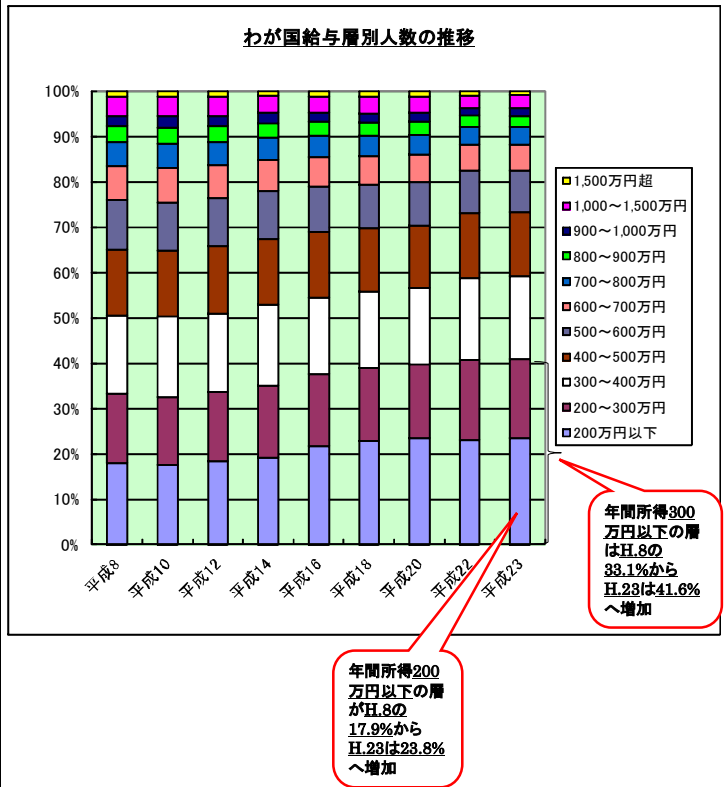
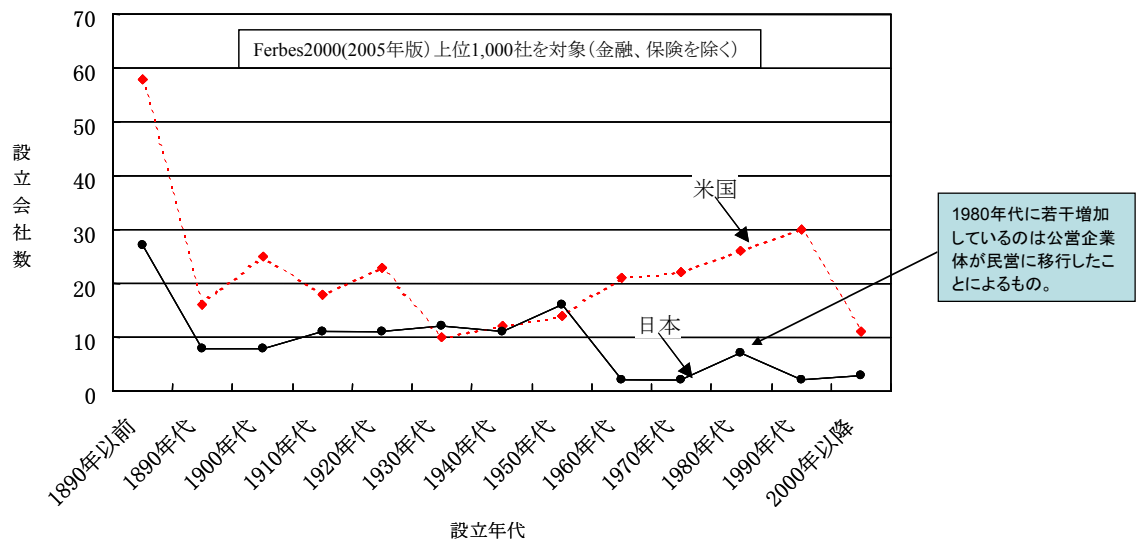


図1 一人当たりGDP(購買力平価ベース、出所:米国 CIA)

図2 わが国の給与推移(出所:国税庁)



Forbes2000 上位千社の設立年別数分布

図3 大企業の設立年別の分布

II. 競争力の実態

「成長」のためには産業の「競争力」を高める必要がある。競争力が強化されなければ、売上高や利益は高まらず、投資も増えない。4年前に米国自動車産業はチャプター11に追い込まれたが、このように競争に負ければ成長どころか倒産、失業といった事態に陥ることになる。

「競争力」は製品の機能や性能、価格、ブランド、品質、流通などさまざまな要因に依存し、それらの組合せによると考えられる。結果として一般に「競争力」は市場におけるシェアで見ることが普通であろう。

わが国は、ソフトウェア分野が弱く、利用されているソフトウェアの多くは海外製品である。一方、ハードウェアについて見ると少なからぬ強みを有している分野がある。例えば、リチウムイオン電池はわが国発であるし、照明用などの高輝度LEDも日本の発明から事業化がされた。ここで、問題は日本が先行してもまもなく海外特にアジアのメーカーに追いつかれてしまうという事実である。図4に示すように、2000年初頭ほとんどが日本のメーカーによって占められていたリチウムイオン電池は、車載用にはまだわが国の強みがあるようだが一般用途では韓国勢に逆転されたと見られている。

	2000年			2008年			2011年			2012年		
	メーカー	国	シェア	メーカー	国	シェア	メーカー	国	シェア	メーカー	国	シェア
1位	三洋/三洋GS	日	33%	三洋/三洋GS	日	23%	パナソニック	日	23.5%	サムスンSDI	韓	25.1%
2位	ソニー	日	21%	サムスンSDI	韓	15%	サムスンSDI	韓	23.2%	パナソニック	日	20.7%
3位	松下電池	日	19%	ソニー	日	14%	LG化学	韓	16.3%	LG化学	韓	16.0%
4位	東芝	日	11%	BYD	中	8.3%	ソニー	日	8.5%	ソニー	日	7.7%
5位	NECトーキン	日	6.4%	LG化学	韓	7.4%	BYD	中	5.1%			
6位	日立マクセル	日	3.4%	BAK	中	6.6%	BAK	中	4.5%	ATL	中	5.7%
7位	BYD	中	2.9%	パナソニック	日	6.0%	天津力神	中	4.2%	天津力神	中	5%
8位	LG化学	韓	1.3%	日立マクセル	日	5.3%	ATL	中	3.9%			
9位	サムスンSDI	韓	0.4%	ATL	中	3.8%	日立マクセルEgy	日	2.8%			
出所	経済産業省						テクノ・システム・リサーチ					

図4 一般用リチウムイオン電池のシェア推移

図5～7は照明用などで伸長している白色LEDのシェア推移を示す。市場は2008年から2012年までのわずか4年で約3.5倍に伸びた。しかし、日本メーカーのシェアはこのデータによれば、2008年の約70%から2012年には40%へと大きく落としている。

このような事例はこれまでにも、DRAM、液晶などでも見られた現象である。日本勢は技術で先鞭をつけ初期にリードしていても追いつかれて抜かれてしまう。これが競争力の問題でその背景には多くの理由が考えられ、単純ではない。

それを探ったひとつのレポートとして、「日本半導体敗戦～破壊的イノベーションの威力と脅威」(湯之上隆氏、JATES「技術と経済」2011年5月号所収)が挙げられる。貴重な分析で参考になるのではないかと。本論文では、技術のマネジメント、伝承、それを支える人事や組織の仕組み、環境変化への対応などについて現場からの分析が行われ、「技術経営」という視点から肯かされるものがある。

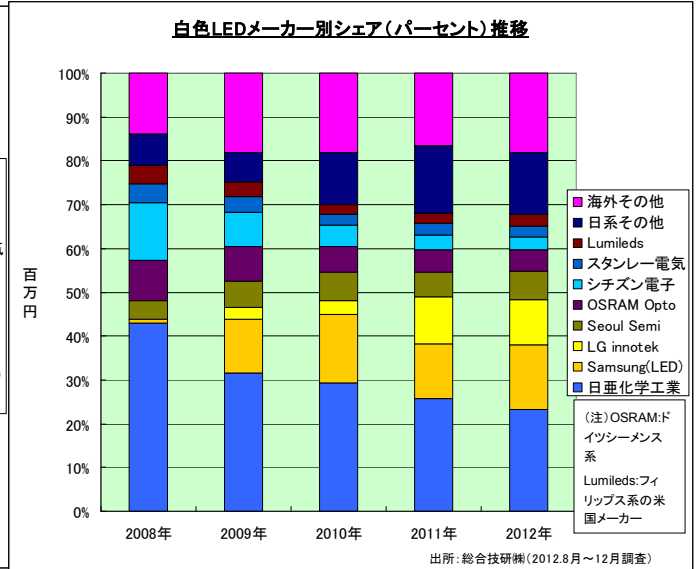
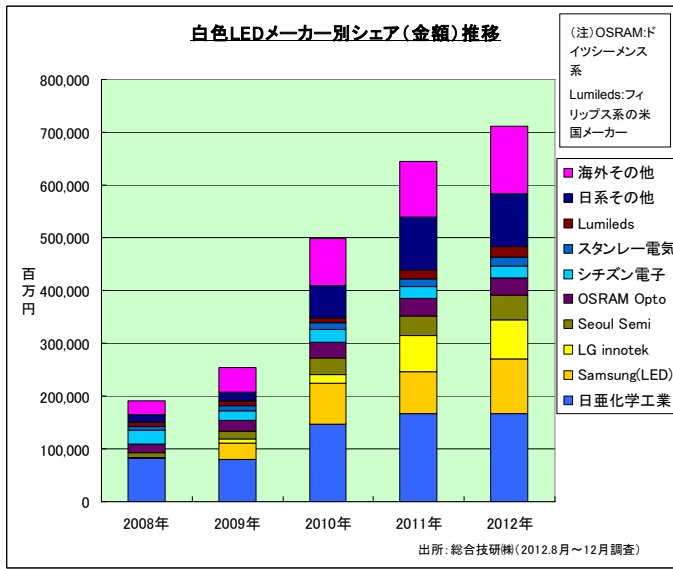


図5 白色LEDのシェア推移(金額)

図6 白色LEDのシェア推移(パーセント)

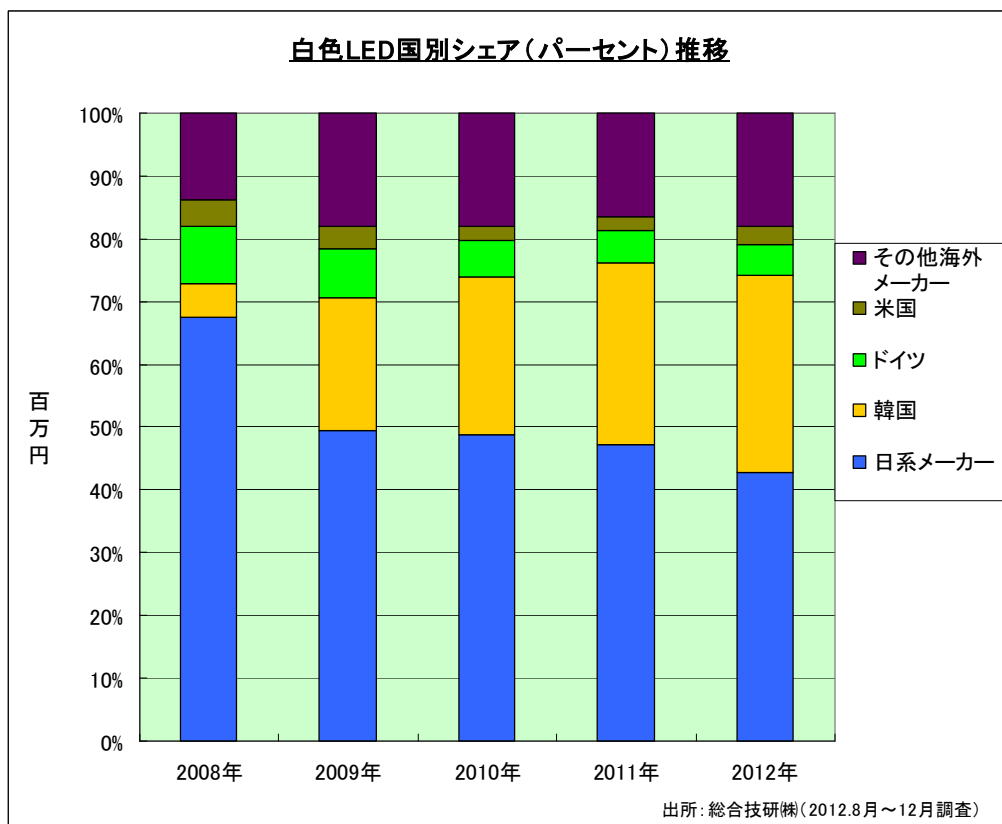


図7 白色LEDの国別シェア推移

競争力に差を生む背景の一にはこのレポートにあるように産業界の内側にある。一方、外部の社会インフラも大きく影響するといえそうである。企業の財務を比較すると、アジア勢は事業からのキャッシュフローが実によく、投資も積極的である(図 8)。事業からのキャッシュフローを左右するのは主に、利益、税、減価償却である。わが国の産業を活性化させる一つの方策が、事業からのキャッシュフローを厚くしそれによって投資キャッシュフローも大きくすることではないだろうか。

そのためには、経済界が訴えている法人税率の引き下げが有効であるが、減価償却にも目が向けられて良いはずである。減価償却の期間は法律の別表で定められている。しかし、技術の進歩や産業の国際競争力への配慮が必ずしも十分ではない。機械類は電子化が進み、進歩・変化が速くなっているにもかかわらず旧態依然の償却期間となっているとの声を聞く。台湾や韓国メーカーの事業キャッシュフローがこれほど大きい理由に恐らく短期での償却を認めるしきみがあるのではないかと思われる。

わが国の減価償却制度については、最近法制が変わりむしろ償却期間が延びる方向がとられたようである(平成 24 年から 250%定率から 200%定率へ)。そのことと関係があるのかも知れないが、一方では平成 24 年度決算を機に定率法から定額法へ切り替える企業が目立つ。いずれも変化の速いこの時代、アジア勢との競争場裡にあるわが国産業にとって、競争力を阻害する方向であると危惧される。

さらに、台湾においてメーカーのキャッシュフローを厚くしている要因の一として「タックスホリデー」といわれる投資減税の仕組みがある。「タックスホリデー」は新たな投資(新企業や新工場建設だけでなく機械等の設備投資も対象になるようだ)に見合った所得を何年間か非課税とする制度である。図 10 で見られるように税引前利益の 10%近い税額がタックスホリデーで控除されている。韓国メーカーにも税控除(tax credit)があり、サムスン電子もやはり税引前利益の 10%近くが tax credit(税控除)されている(このメカニズムは事業報告書には記述されていない、以下の研究開発減税分であるのかも知れない)。

このような投資減税とならんで各国が力を入れているのが「研究開発減税」である。わが国でもこのしきみはあり、研究開発費の一定割合または増分の一定割合を税控除できるようになっている。しかし、シンガポールや欧州各国などそれ以上に手厚い制度を導入しているようであり、わが国においてもさらに充実させていくことが望まれる。特に研究開発設備の単年度償却、は多くの国が取り入れており競争力強化の観点から急がれる。

図表 14~16 に諸国の研究開発減税制度の概要を掲げる。研究開発費用の対象を広くする(フランス、インド、シンガポール)、知財収入には低税率を適用(英国、フランス)などのユニークな施策も国によっては見ることができる。

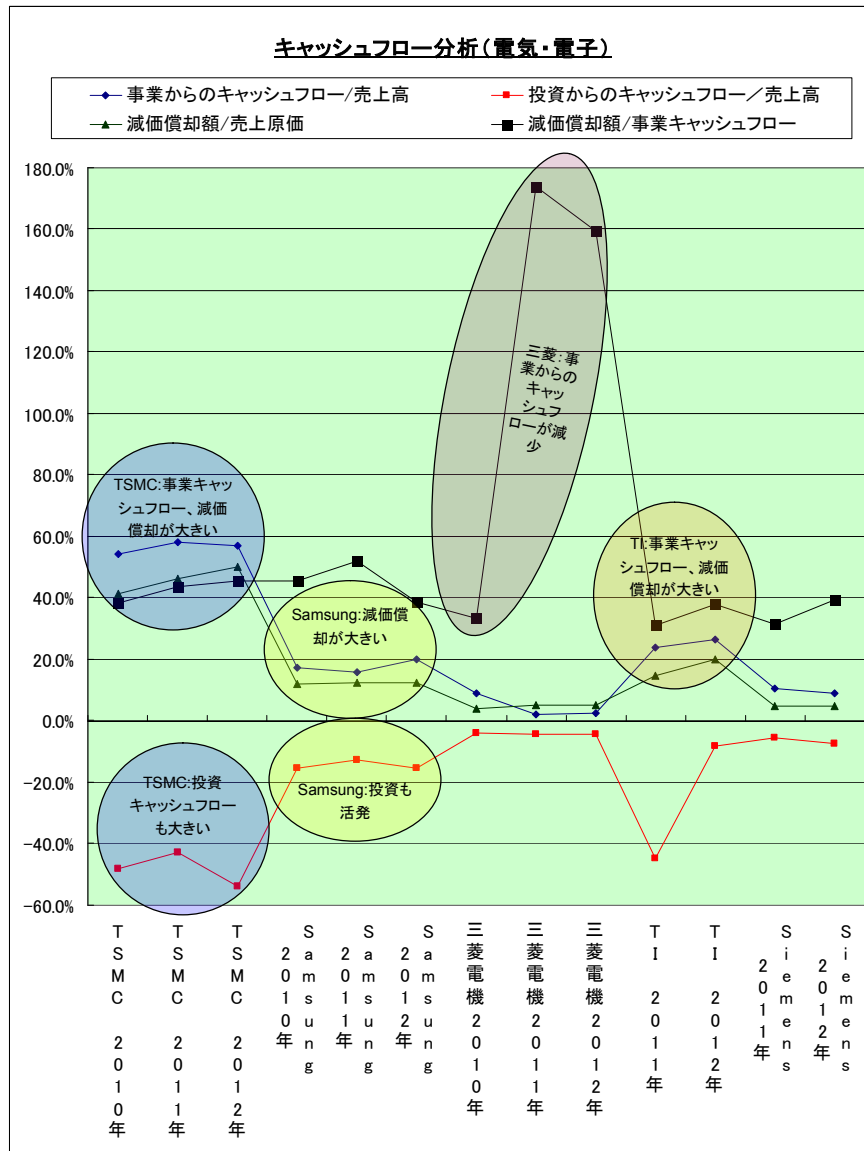


図 8 電気電子企業のキャッシュフロー分析(台・韓・日・米・独)

	TSMC Ltd.(台湾)			Samsung Electronics Co.,Ltd.(韓国)			三菱電機株式会社(日本)					
	単位:百万台湾ドル(1NT\$=0.03US\$)	単位:10億韓国ウォン(1KW=0.0009USD)	単位:百万円	TSMC 2010年	TSMC 2011年	TSMC 2012年	Samsung 2010年	Samsung 2011年	Samsung 2012年	三菱電機2010年	三菱電機2011年	三菱電機2012年
売上高	419,537.9	427,080.6	506,248.6	154,630	165,002	201,104	3,645,331	3,639,468	3,567,184			
売上原価	212,484.3	232,937.4	262,628.7	102,667	112,145	126,652	2,622,959	2,628,964	2,604,360			
粗利益	207,053.6	194,143.2	243,619.9	51,964	52,857	74,452	1,022,372	1,010,504	962,824			
税引前利益	170,270.4	145,147.7	181,554.0	19,329	17,159	29,915	210,237	224,080	65,141			
研究開発費	29,706.7	33,829.9	40,402.1	9,099.4	9,955.2	11,532.8	138,827	155,995	172,200			
純利益	162,281.9	134,453.3	165,963.7	16,147	13,734	23,845	133,140	118,265	74,650			
減価償却額	87,844.3	107,780.2	131,385.4	12,238	13,718	15,622	108,818	130,611	131,956			
法人所得税	-9,604.1	-7,204.1	-10,610.8	-2,135	-3,977	-6,070	-77,097	-105,815	9,509			
事業からのキャッシュフロー	228,537.1	247,587.0	289,063.8	26,808	26,343	40,535	327,641	75,180	82,752			
投資からのキャッシュフロー	-202,086.2	-182,523.4	-273,196.3	-23,985	-21,113	-31,322	-145,630	-156,174	-153,701			
タックスホリデー(投資減税額)	17,410.0	13,832.0	9,830.0									

図 9 最近の財務データ(台湾 TSMC、韓国 Samsung Electronics、日本三菱電機)
(図 8 の原データ、出所:各社有価証券報告書、決算短信)

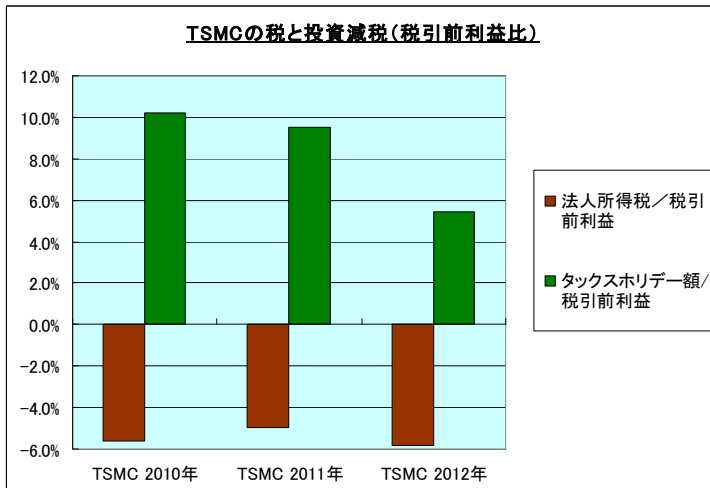


図 10 台湾企業のタックスホリデー減税によるメリット

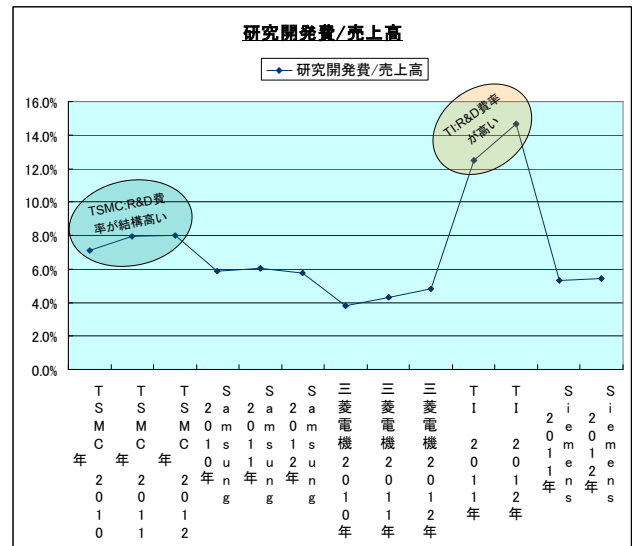


図 11 研究開発費比率の比較

Ⅲ. 民間のパワーを活かすための施策

技術の進歩が早まり、世界がひとつの地域のようにグローバル化が進む中で、産業活動をとりまく社会インフラ、雇用とか会計とか税など、もそれに合わせて時々刻々見直されていかなければならないであろう。上記のように企業会計インフラの違いで企業のキャッシュフローに大きな差がもたらされ、投資規模に差が出るのであればそのところに改革の目が行き届かないものかと思う。

以下、当面の課題をいくつか提案したい。

1. 出口指向の科学技術・イノベーション施策

国の科学技術関係の予算は中央地方合わせて約 5 兆円という大きな額に上るが、必ずしも成長やイノベーションにつながっていない。上記例の日本発のリチウムイオン電池にしても白色 LED にしても純民間の研究開発成果である。イノベーションのプロセスについては、多くの研究がなされており、JATES でも多くの研究会、報告書を出して来ておりそちらに譲ることとしたいが、図 13 に一例を示した。リニア型といわれるもの、市場協創型といわれるもので、リニア型は図のように研究開発から量産化、事業化へ進むケースである。

公的な資金もこのさまざまな段階で投入される仕組みがあり、図 13 に一部を示した。

基礎的な科学技術研究への資金としては「科研費」(科学研究費補助金)が代表的な制度ではないだろうか。科研費も年々増え今や 2,500 億円を超える大きな規模となっているが、この制度下では柔軟な発想を大切に、新たなアイデア、異分野融合などに着目してもらいたいと考える。よく、伝統的な考え方の支配力が強く、当該科目外からの新しい発想が除外されるとの声を聴く。是非アイデアの芽を摘まぬよう、審査のあり方に工夫を取り入れてほしいものである。

ある程度、市場や事業が視野に入ってくるとプロジェクト型の研究開発が生まれ、JST や NEDO などのファンディング機関、あるいは各省庁が直接それを担うことになる。この段階以降は技術開発と合わせて事業化を視野に入れるべきだと考える。事業化のためには単に技術開発だけでは済まない多くの問題が存在することが普通である。公的などころが持つさまざまな機能(次項)を活用して、出口を見た技術開発・研究開発の推進が期待される。

2. 公的な機能をイノベーションに活用

公的機関が持つ役割には資金供給だけでなくさまざまなものがある。例えば、

- ・公的機関が持つ調達機能
- ・法令等による規制(審査・許認可を含む)
- ・逆に過去の規制の緩和
- ・税制
- ・その他イノベーションを進めるためのインフラ整備

科学技術・イノベーション政策というと、補助金や助成が考えられ、しかも技術にだけ目が注がれがちである。ナショプロが終わると、「良い技術ができました。」で終わってしまうことが多く、それが市場に出たか、雇用を生んだかは看過されてしまうことが多い。もちろん、すべての R&D が成功するとは限らないので、その点を認めた上で、「事業化」を目線とする評価が行われるべきであろう。

公的な役割として、特に「調達」と「規制緩和」に期待をしたい。

国や自治体は大きなユーザとなる可能性を持っている。新技術を率先して採用し評価を試みる。新技術も技術者の独りよがりでは成長しないし事業化についてもつながらない。使ってみて厳しい目で評価する、これが新技術の事業化に大いに資すると考えるものである。米国 MS 社の Windows OS も初期の頃 DoD とか公的機関が使って育てたと聞く。

もうひとつが規制の緩和である。産業革命により開発された機械がラッドライト運動に遭ったように新しい技術は常に過去の体制になじまない。なぜ「規制」が行われるのか、複雑怪奇な法制を作ってしまうのか、考えて見る必要があるし、規制の実態は現場の者でないと分からないことが実に多い。是非、現場目線で、デバッグを行うようにひとつひとつを潰していつてもらいたいものである。

なお、税制は当然大きな問題である。今回は下記 3 項の問題にとどめ、今後の JATES 研究成果を待ちたい。

3. 競争力強化のためのインフラ整備

競争力に差を生む経済インフラについて前記した。ここで整理してみたい。

3-1. 柔軟性ある減価償却期間

技術の変化、諸外国の実態を勘案して減価償却期間が設定されることを望みたい。

例えば、法定から外す、官が一方向的に決めるのではなく官民協議により決めていく、などの方法が考えられる。償却期間はひとつのガイドラインとし、企業が実態に合わせて選択できるようにすることが究極の姿ではないだろうか。

3-2. 研究開発減税

図表 14~16 に見られるように各国ともユニークな税制で競っている。わが国も独自性を打ち出しては如何であろうか。まずは、研究開発設備の単年度償却は必須であろう。グローバル化にともなって、わが国も知財での世界的な攻勢が今求められている(従来は、わが国企業は被告側に立つことがほとんどであった)。このような知財攻勢を後押しするため、訴訟その他の費用を税控除するなどは工夫の一例である。

3-3. 投資減税

前にタックスホリデー優遇税制を記したが、投資減税はおよそどの国でもやっている制度のようである。先進国でも普通であり、米国では州がいろいろな制度を設けている。既に、シンガポール、台湾以下となったわが国も外聞を捨てて導入すべきではないだろうか。法人の所得税に加えて、固定資産税にも配慮がなされることが望まれる。

4. その他民間活力を活かすための施策

なぜ公的資金からイノベーションが生まれないかという問題だが、ひとつにイノベーションの実態と予算の制度との乖離があると思われる。JATES の調査では、研究開発着手から事業化までには相当の長期間を要している(図 12 参照)。比較的短い自動車産業界で約 14 年、長い機械産業では約 22 年という長さであった。一方、ナショプロでは 3 年とか 5 年とか期間が切られているものがほとんどである。計画期間終了で打ち切られる。すると、資金が途絶えてイノベーションも頓挫することになる。多くのナショプロが期間終了とともに霧消している。

したがって、民間力活用型のイノベーションには補助金よりも税活用の方が適するのではないかとと思われるのである。補助金は一般に官側の理屈を民に押し付けることとなりがちで、民間の自主性が損なわれる可能性も高い。税制を活用することが民間の自主性を高め、またイノベーションの実態にも近づく方途ではないだろうか。

(2013 年 6 月 5 日、(社)科学技術と経済の会 常務理事 太田記)

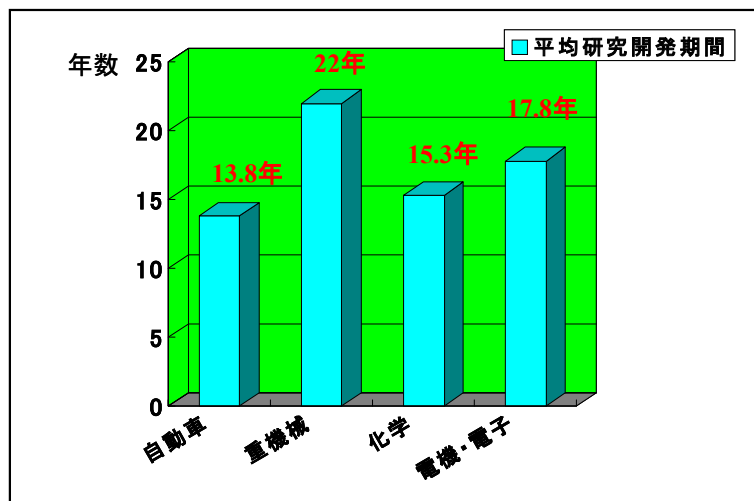


図 12 研究開発着手から事業化までの期間

(注)本データは 2006 年度、JATES が会員企業 20 社から約 50 のイノベーションプロジェクト事例を収集・調査、業種別に平均の開発期間を算出したもの。

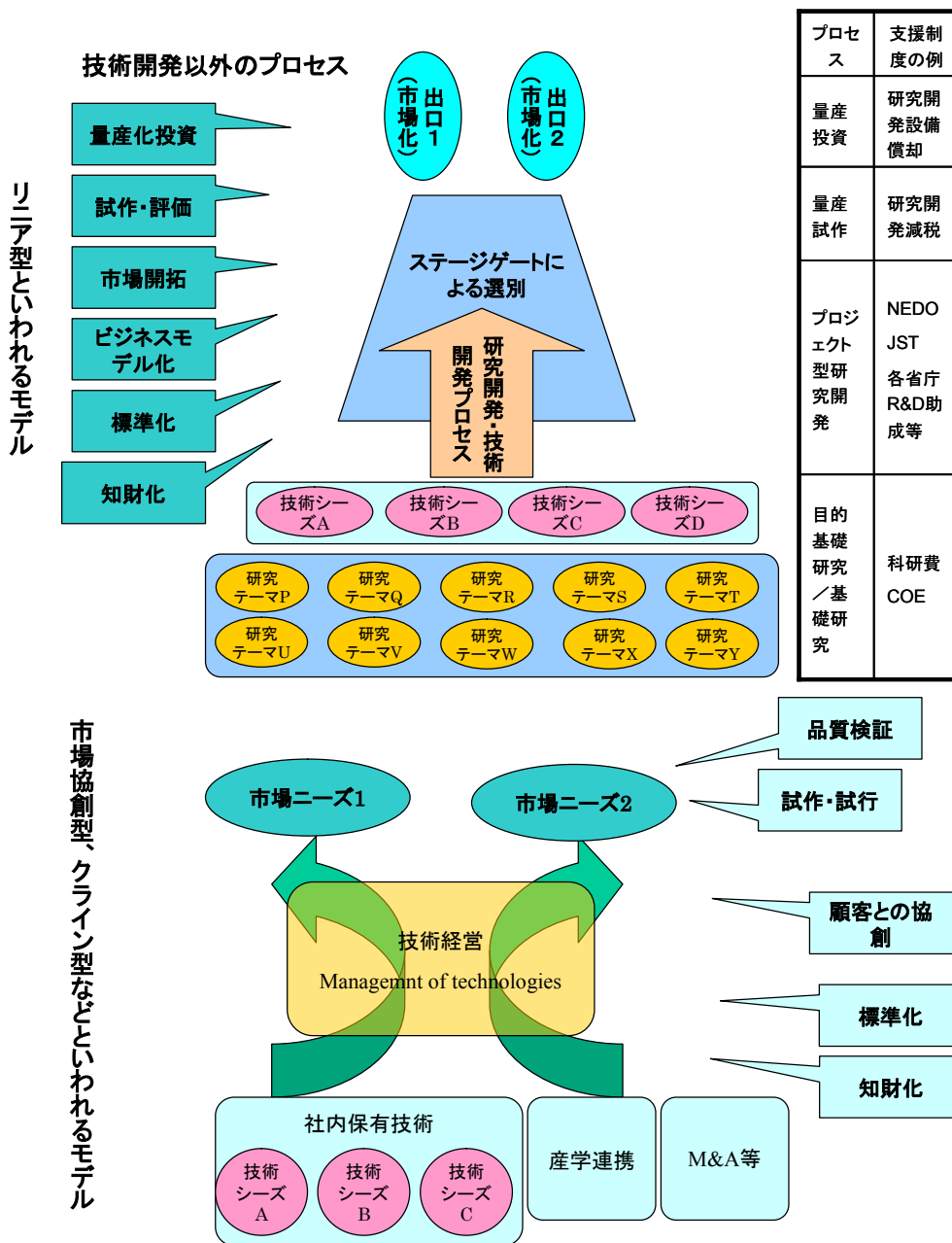


図 13 イノベーションのプロセス【例】

項目	日本	韓国	台湾
法人税率	41%	11%~24.2%	25%
研究開発減税(R&D Tax Credit)	<ul style="list-style-type: none"> ・当期試験研究費の10%税額控除(当期法人税額の20%を限度) または ・増分(過去3年間の平均試験研究費に対して)の5%税額控除(同10%を限度)か選択。 (中小企業) ・当期試験研究費の12%(法人税額の20%を限度) または ・過去3年間平均との増分の5%(同10%を限度) (研究開発設備)開発研究用減価償却資産の耐用年数表によると3(ソフトウェア)~7年(機械、貯蔵) (別表第八) 	<ul style="list-style-type: none"> (大企業向け) ・4年間平均超の40% ・当該年度R&D費の3%~6%(R&D費の対売上高比で変動) tax credit の大きい方。 ・新成長産業または独自技術プログラムでのR&D費20%の tax credit (中小企業) ・過去4年間平均との増分の50% または ・当該年度R&D費の25% の大きい方。 ・新成長産業・独自技術プログラムでのR&D費の30% ・特許取得費用の7%(研究開発用設備) ・ある種の研究開発設備投資額の10%を credit (研究開発費用リザーブ) ・売上高の3%まで3年間積み立てできる(費用計上)。 ・以上と別に人材開発費3-5%の損金算入可。 ・R&Dクレジットは5年間繰り越してできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度R&D費用の15%を法人税から税額控除できる。法人税額の30%を限度とし年度繰り延べはできない。 (以下はTSMC報告書より) ・リサーチコンソーシアムのために最高35%の税金還付の制度あり。また研究開発/人材開発投資は35%の範囲内で5年以内税額控除可。

出所: Deloitte、Ernst & Young社資料、日本は国税庁資料

図表 14 各国の研究開発優遇税制

項目	インド	シンガポール	英国
法人税率	32.45%	17% S\$ 300Kまで非課税	20%-26%
研究開発減税(R&D Tax Credit)	<ul style="list-style-type: none"> ・Super deduction: 認められた社内研究開発費用の200% (tax deduction)。土地と建物を除く資産にも適用される。このレートは一部業種限定。 ・その他の業種に対しては、100% deduction。土地以外すべての経費が対象。 ・インドでR&Dを行う指定企業へは125~200%のsuper deduction。 ・事業開始法人のR&D要員人件費と物件費は3年間deductできる。 ・赤字企業等には(年間の繰り延べが認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R&D費用には、人件費、物件費、ユーティリティ費、プラント、機械、土地、建物、増改築、IP取得等を含めることができ、単年度償却ができる。シンガポール外でのR&Dも対象。 ・繰り延べは無期限で認められる(以下も同じ)。(さらに、2009-2015年間) ・R&D費に50%の割増しdeductionが認められる。ただし、経費は人件費、消耗品費等に限定される。また国外の場合は認められない。 ・S\$ 400K(約¥28,000K)までのR&D費には250%または300%の高率deduction適用。この割増し制度により最高で400%deduction(S\$400kまで)が可能。 ・この高deductionは3年間S\$1.2Mまで適用される。 ・税deductionの代わりに非課税の助成金受け取りとするオプションがある(2011-12年間30%、2013-15年間60%、S\$ 100Kまで)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業: R&D費は130%のsuper deductionが適用。 ・中小企業: 200%のsuper deduction(2012年4月以降は225%) ・中小企業への助成金: 赤字の場合、認定R&D費の24.75%、2012年4月以降) ・未使用の枠は無期限で繰り延べ可能。また、算定額に上限はなし(一部中小企業を除く)。 ・研究開発設備は上記のdeduction枠には含まれないが単年度償却ができる。また通常の償却適用も可能。 ・特許(Patent Box)には低率の法人税率を適用、2013年4月から10%。

図 15 各国の研究開発優遇税制(その2)

項目	中国	米国	フランス
法人税率	25%	15%～35%	34.43%
研究開発減税(R&D Tax Credit)	<ul style="list-style-type: none"> ・Super deduction: 認められた研究開発費用の150% (tax deduction)。 ・HNTE(高度新技術企業) に対して: 法人税15% reduction (HNTEは3年毎に認定)。 ・指定都市におけるTASE (技術先端サービス企業) に対しても15%法人税 reduction (2013年末まで)。 ・認定された技術移転について、得られた所得の最初のRMB(人民元) 5Mは所得税から減免(exempt from Enterprise Income Tax)。 ・上記技術移転からの所得RMB 5M超分は50%をEIT率減。 ・新規設立ソフトウェア企業に対してタックス・ホリデーを適用 	<ul style="list-style-type: none"> (2011年時点、2013年「財政の崖」デールにより延長された) ・20%のcredit: 一定額を超える研究開発支出に対して。 ・14%のcredit: 過去3年間平均の50%に対する研究開発費増分の14%。 ・その他基礎研究、エネルギー研究コンソーシアム、特定医薬研究に対する控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・€ 100M以下 R&D費€ 100M以下で30%、超える分には5%のcredit。 ・上記は、最初の申請年度40%、2年度目35%、以降から30%となる。 ・ライセンス、IP収入に低税率を適用、15%。 ・R&D費には一般管理費(G&A、総人件費の50%)と研究設備減価償却費の75%が認められる。研究開発の外注費につき制約がある。また、活動はEU圏内に限定。

図 16 各国の研究開発優遇税制(その3)

年代	内閣	主要経済政策	注
1996.11～ 1998.7	第2次橋 本内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(97.4)消費税率上げと特別減税廃止、所得税・住民税、法人税率下げ(2兆円規模) ・(98.4)総合経済対策(98年度補正予算16.6兆円、社会資本整備(7.7兆円)、特別減税、ベンチャーSME支援等) 	・(97.11)財政構造改革特措法
1998.7～ 2000.4	小淵内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(98.11)緊急経済対策合計20兆円(6兆円減税、住宅ローン利子所得控除、21世紀型公共事業、職業訓練等) ・(99.6)緊急雇用対策・産業競争力強化策0.5兆円(介護への民間参入、PFI等) ・(99.10)ミレニアム・プロジェクト18兆円(SMEベンチャー支援、戦略技術開発、規制緩和、雇用対策奨励金等) 	
2000.4～ 2001.4	森内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(00.10)日本新生への新発展政策約11兆円(IT革命、循環型社会、バリアフリー介護等、都市基盤整備(ETC等)) ・(01.4)緊急経済対策(不良債権抜本処理、証券市場改革、土地流動化等) 	
2001.4～ 2006.9	小泉内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(01.8)増税なき財政再建、国債発行30兆円枠 ・外為証券残高増(02FY末56.5兆円→05FY末140兆円) ・(05.12)財政・経済一体改革(基本方針2006) 	・国債発行枠は実現せず
2006.9～ 2007.8	安倍内閣 (第1次)	<ul style="list-style-type: none"> ・(07年度)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化、法律と予算(設備特別償却等) 	
2007.9～ 2008.8	福田内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年度までに基礎的財政収支黒字化を目指す目標。 ・リーマン・ブラザーズ破綻対応、国内資産保有命令。 ・(07.5)「200年住宅ビジョン」を提言。 	・(08.3)道路特定財源制度廃止発表。
2008.9～ 2009.9	麻生内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(08年度1次補正)-総額11.5兆円(高齢者医療費負担軽減など-0.25兆円、SMEへの支援緊急保証枠他) ・(08年度2次補正)-総額27兆円(定額給付金-2兆円、自治体による雇用機会創出-0.4兆円(基金)他) ・(09年度予算)-総額37兆円「生活防衛のための緊急対策」(非正規労働者へ雇用保険適用-0.2兆円他) ・(09年度補正)-総額15.7兆円(「経済危機対策」) 	
2009.9～	鳩山内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分け、子ども手当、高校教育無償化、戸別所得補償制度等。 	
2010.6～ 2011.8	菅内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(11.5、11FY第1次補正)震災復旧等4兆153億円を計上。 ・(11.6、第2次補正)一般会計1兆9,988億円、原子力損害賠償、復旧復興等向け。 	・国の債務残高が900兆円を突破
2011.9～	野田内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(11.10補正予算)東日本大震災関係経費11.7兆円他。 	
2012.12～	第2次安 倍内閣	<ul style="list-style-type: none"> ・(13.01)緊急経済対策(事業規模約20兆円、予算額約10兆円)。復興・防災対策(老朽化・災害対策、津波被災地の住宅再建支援)3.8兆円、成長による富の創出3.1兆円、暮らしの安心・地域活性化3.1兆円、合計10.3兆円。他 	

図表 17 1990年代後半以降の主な経済政策